

覚書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と学校法人関西学院（以下「乙」という。）は、乙が甲に「原子間力顕微鏡高さ校正用 4H-SiC 製標準試料」（以下「本有体物」という。）を提供するにあたり、次の条項により覚書を取り交わす。

（本有体物の確認）

第1条 本有体物は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）所管の標準物質総合情報システム（RMinfo）に標準物質：「原子間力顕微鏡高さ校正用 4H-SiC 製標準試料」として登録されているものをいう。

（本有体物の引渡し）

第2条 乙は、本有体物〇セットを〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに甲に引き渡すものとする。

2 乙は、本有体物の引渡しに係る費用を負担するものとする。

（対価）

第3条 甲は、本有体物の対価として、〇〇〇, 〇〇〇円【※1セット 216,000 円】（消費税及び地方消費税額を含む）を乙に支払うものとする。

2 乙は、本有体物の引渡しの後、前項に定める対価に係る請求書を発行するものとし、甲は、請求書発行日の翌月末までに、乙の指定する銀行口座に納付するものとする。納付にかかる手数料は、甲の負担とする。

（使用目的）

第4条 甲は、本有体物を「研究用途における原子間力顕微鏡（A F M）の高さ校正及び装置性能の評価」以外の目的で使用することができない。

2 甲は、本有体物を第三者に移転することができない。

（輸出管理）

第5条 甲は、本有体物の取扱いに関し、外国為替及び外国貿易法等の輸出規制に関する法令を遵守するものとする。

本覚書締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

（甲）

（乙） 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155
学校法人関西学院
関西学院大学 研究推進社会連携機構
機構長 柳屋 孝安